

2026 新年号



# 長井法人会だより

HP もご覧ください



第 44 号（通巻 45 号）発行  
長井市館町北 6-27 TEL0238-88-3960

令和 8 年 1 月 30 日 公益社団法人長井法人会  
FAX0238-88-3823 e-mail info@nagai-ho.jp

編集 広報委員会  
URL:<https://nagai-ho.jp>



【写真説明】 地域の「学び」と「交流」の場 旧長井小学校第一校舎

写真提供：旧長井小学校第一校舎



# 令和8年 新年のご挨拶を申し上げます



長井税務署  
署長 田村 雅彦 氏



公益社団法人長井法人会  
会長 小笠原 和徳

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、穏やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げますとともに、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長井法人会におかれましては、各種研修会、講演会等の開催や、税の絵はがきコンクールなど様々な事業活動を展開され、正しい税知識の普及と納税道義の高場に努めていただいております、改めて感謝申し上げます。

さて、国税当局では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを更に進め、従前から取り組んでいた「納税者利便の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」の2つに、新たに「事業者のデジタル化促進」を加え、デジタル関係施策の分かりやすい周知・広報や、関係団体等とも連携・協力したデジタル化の促進に取り組んでいます。

事業者が日ごろ行う事務処理について一貫したデジタル処理を可能とすることで、正確性・生産性の向上等といった効果のほか、業務の効率化や経費削減につながりますので、会員の皆様におかれましては是非、業務のデジタル化を検討していただきますようよろしくお願いいたします。

また、間もなく確定申告の時期を迎えますが、本年度もマイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Tax申告やキャッシュレス納付を推進しておりますので、会員の皆様をはじめ従業員の皆様の確定申告においてもご利用していただきますようよろしくお願いいたします。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。年頭に当たり謹んでご挨拶申し上げます。皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より長井法人会の事業運営等にご支援ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。昨年5月の定時総会にて会長に選任いただき、8か月が過ぎました。前梅津会長はじめ歴代会長のご功績を引き継ぎ、新年を迎え気持ちを新たに、会の運営に取り組む所存です。

さて、当法人会では基本的指針に則り、税を活動の中心に据え様々な事業を展開しております。継続事業として「税制改正の提言」「税法等セミナー」「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」「税のカレンダー」等、関係団体の皆様のご協力をいただきながら引き続き行うとともに、時代に合わせた事業の展開を行ってまいります。特に、租税教育事業は、子ども達に税の大切さを知ってもらう重要な機会であり、青年部会、女性部会のご協力をいただきながら、活動を進めてまいりたいと思っております。

あわせて、会の基盤強化、事業の更なる発展のために、今年度の定時総会にて会費規程の改正について承認いただき、来年度より会費額を値上させていただきましたこととなりました。会員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、研修事業や社会貢献事業、福利厚生事業のさらなる充実を目指して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員企業の皆様のご益々のご発展と、皆様のご健康を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 令和8年度税制改正に関する提言活動

～税と社会保障の一体改革を！～

## 令和8年度税制改正に関する提言内容

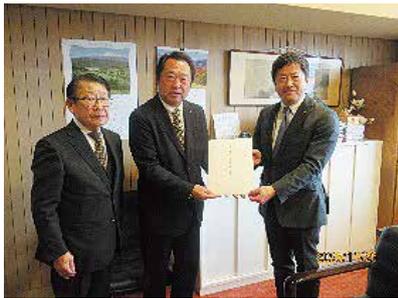
- ・財政健全化に向けて、歳入、歳出の一体的改革を！
- ・地域経済の重要な担い手である中小企業の活性化に資する税制措置を！
- ・社会保障制度と税について、一括した議論を！
- ・次世代に円滑な事業の継承が出来るような事業承継税制の拡充を！
- ・軽減税率制度やインボイス制度の影響、効果等の検証、制度の見直しを！



▲長井市へ令和7年11月25日訪問  
左から 齋藤副市長  
小笠原会長／尾形副会長



▲飯豊町へ令和7年12月2日訪問  
左から 小笠原会長／西嶋副町長  
堀江副会長



▲白鷹町へ令和7年11月25日訪問  
左から 青木副会長／小笠原会長  
田宮副町長



▲小国町へ令和7年12月8日訪問  
左から 小笠原会長  
仁科町長／佐藤会計管理者

各単位会の意見を集約し、全国法人会総連合で取り纏めた「税制改正に関する提言」を、全法連、各県連及び法人会が分担し毎年提言活動を行っております。提言では、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する需要が高まる中、税と社会保障を一体的に改革し、国民負担の在り方を改めて考える必要がある事を求めました。

当会では小笠原会長と各支部長を中心に首長への提言活動を展開し、地域企業、そして各市町の現状や取り組むべき課題について情報交換をいたしました。

税を考える週間記念事業講演会 ～地域社会貢献事業～

## これだけは知っておきたい！ 気象・天気知識

～異常気象や気象災害から人命と会社を守るために～

講演では、想定外の気象状況が当たり前に起きている現在、危機の四識（意識・認識・知識・組織）が重要となってくることなど、災害に備える心構え、術をお聞きしました。

今回は、激変する地球環境からどのようにして人命、社会活動を守っていくのかをテーマに、気象予報士で元朝日放送アナウンサーの高塚哲広氏から講演いただきました。

しました。



税を考える週間  
にあわせて開催し  
ている記念講演会  
を11月12日に開催



# 青年部会

部会長 井上典嗣

## 法人会全国青年の集い 山梨大会

11月20日、21日に山梨県甲府市内を会場に行われた、第38回法人会全国青年の集い「山梨大会」に、当会青年部会から6名が参加しました。

大会テーマ『人は石垣人は城』のもと、全国から集結した青年部会員とともに、地域や組織の礎となり、次代を担うリーダーとして成長していくという想いを新たに決意した大会となりました。

また、全国各地の租税教室の事例発表を通じ、今後の租税教室のヒントを得て、有意義な二日間を過ごしました。



## 須賀川・米沢・長井法人会 青年部会視察交流会

10月3日から4日、福島県須賀川市等を会場に、毎年恒例の須賀川・米沢・長井法人会青年部会の合同研修会・交流会が行われ、当会から3名が参加しました。『須賀川特撮アーカイブセンター』などを見学し、とても充実した一日を過ごしました。交流会も大いに盛り上がり、3会青年部会の交流を深めました。

## 租税教室

～ 子どもたちと一緒に 税金の役割を考えよう ～

青年部会が7校、女性部会が3校を担当し管内の小学校に租税教室に伺いました。分かりやすい授業になるよう、アニメやクイズを織り交ぜ、毎年創意工夫をしながら授業を作り上げています。



### 長井法人会で担当した学校

(敬称略)

- 5 / 7 東根小学校 (女性部会 寺嶋、高橋)
- 5 / 16 小国小学校 (青年部会 井上、小関、横澤)
- 5 / 23 豊田小学校 (青年部会 梅津、須貝)
- 5 / 27 伊佐沢小学校 (女性部会 後藤、尾形)
- 6 / 11 長井小学校 (青年部会 吉田、小関、井上、横澤)
- 6 / 17 鮎貝小学校 (女性部会 尾形、寺嶋)
- 6 / 20 第一小学校 (青年部会 梅津、磯部)
- 7 / 11 致芳小学校 (青年部会 丸山、須貝)
- 9 / 2 第二小学校 (青年部会 小関、丸山)
- 10 / 28 平野小学校 (青年部会 井上、梅津)



# 女性部会

部会長 後藤まつ

## 視察研修会

長井もりもりツアー

6月9日女性部会の視察研修として長井市内の『ながいピオニーの森』と『やまがたもりもりの森』を訪問しました。

ピオニーの森では、整備を手掛けた手塚隆幸氏の話をお聞きし、満開の芍薬に圧倒されながら園内を散策。もりもりの森では、親子、地域の交流の場を創りたいと活動している鈴木貴子氏の話をお聞きしました。

大自然の癒しと、地域を想うお二人のパワーをもらい、充実した一日を過ごしました。



## 全国女性フォーラム

北海道大会

9月18日に北海道札幌市を会場に開催された『第19回全国女性フォーラム北海道大会』に、当会女性部会役員2名と事務局で参加しました。

記念講演会では、(株)クリエイティブオフィスキュー代表取締役の伊藤亜由美氏より講演いただき、北海道の食文化を世界に広げるための活動としてフィルムコミッションを手がけるなど、北海道に対する熱い思いをお聞きしました。式典では、北海道各会女性部会の活動紹介などの活動発表が行われ、続いて行われた懇親会では、各単位会の方とも交流を深めました。



## 椅子ヨガと フラワーアレンジメント

恒例となったリラクソヨガとフラワーアレンジメント教室。今年は旧長井小学校第一校舎を会場に12月16日に開催しました。

リラクソヨガは、女性部会副部会長の寺嶋ひろみ氏を講師に、椅子に座ってできるヨガを教えてください、気軽にできるリフレクソヨガ方法も伝授していただきました。午後からは(有)ムスメヤ花店の横山氏を講師に、お正月まで飾れるフラワーアレンジメント教室。同じ材料でも皆さん雰囲気違う素敵なアレンジメントが完成しました。



## 第18回 税に関する絵はがきコンクール



18回目を迎える「税に関する絵はがきコンクール」に、長井西置賜管内16校の小学6年生の皆さんから346枚の絵はがきを応募いただきました。長井税務署田村署長様はじめ、文教の杜後藤事務局長様、当会役員にて優秀作品25点を選出し、令和8年のカレンダーを作成しました。





# 新年のご挨拶を申し上げます



代表取締役社長 **小笠原 和 徳**  
OGASAWARA KAZU/NORI

地域未来牽引企業

## 小笠原建設株式会社

本 社 〒993-0041 山形県長井市九野本2217番地  
TEL (0238) 84-2240☎ / FAX (0238) 84-4650  
E-mail: ogs@skyblue.ocn.ne.jp  
機材センター 〒993-0041 山形県長井市九野本2276-1



代表取締役社長

**尾形 和 夫**

## 株式会社 喜助

本 社 〒993-0002 山形県長井市屋城町4番45号  
TEL 0238-84-1837 (代表) FAX 0238-88-3441  
URL <https://www.sstoh-kisuke.co.jp> E-mail: m.gata@sstoh-kisuke.co.jp

『お客様に安全で信頼される製品提供する』



炭素・炭化珪素・石英ガラス製品加工

## 荒川興業株式会社

代表取締役会長 鈴木 正 昭

〒999-1362 西宮県郡小国町大字経町2-13-1  
工場: 〒999-1355 西宮県郡小国町大字西169-15  
TEL (0238) 62-2283 FAX (0238) 62-5540

取締役会長

**堀江 勝彦**  
Katsuhiko Horie

一般建築士 一般建築施工管理技士

シエスホームデザイン [株式会社ホリエ]

T 0238-72-2602 F 0238-72-3603

M 090-1069-9650 E khorie@horiewsb.jp

[www.cielhome.jp](http://www.cielhome.jp)

飯沼オフィス

〒999-0604 山形県西宮郡飯沼町2529

南陽オフィス

〒999-2211 山形県南陽市赤通3056-イオンタウン南陽内

仙台オフィス

〒982-0912 宮城県仙台市太白区長町南3丁目3-37 S&S1階



株式会社 **青 木 商 事**

代表取締役 青木 浩二

— 営業品目 —

- 土木請負工事一式・産廃収集、運搬、住宅解体
- 砂利、砂、碎石、山土、黒土、RC 砕石販売
- 重機械工事、除雪、宅地造成、盛土工事、水田改良、等

〒992-0773  
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉 586-4  
TEL 0238-85-4254 FAX 0238-85-4255  
E-mail: aoki-s@cameo.plala.or.jp

今年もよろしく  
お願いいたします。  
けんた



## テラシマ電子株式会社

<http://www2.jan.ne.jp/tera-ss/>

代表取締役  
**寺 嶋 宏 武**

本社工場 〒993-0007 山形県長井市本町二丁目12-8  
電話 0238-84-1597 FAX 0238-84-1599  
E-mail: tera-ss@e.jan.ne.jp

## 株式会社 丸八鉄工所

明日に向かうエネルギー創造集団



〒993-0041  
長井市九野本 491 番地の 2  
TEL 0238-84-6514 FAX 0238-84-6516



# 新年のご挨拶を申し上げます



## 林 株式会社 安部組

代表取締役

安部 秀一

本社 山形県長井市中道2丁目2番39-1号  
電話(0238) 84-3155 (代)  
FAX (0238) 84-3156  
プラント 山形県長井市日の出町2番  
山砂土採取場 山形県長井市小出字齒黒沢

暮らしを支える、確かな技術。

鉄筋工事業

長 有限会社 長谷部鉄筋

代表取締役 長谷部 和彦

長井市白兎 1893 番地 TEL(0238)88-3668  
FAX(0238)88-1052

## 有限会社 ボディセンター

代表取締役 佐藤 正幸

工場 山形県長井市緑町 8-35 (長井自動車学校北側)  
TEL (0238) 84-1477  
FAX (0238) 84-1478  
e-mail body-c@jan.ne.jp

**DENSO**  
Crafting the Core

置賜とクルマ社会の理想郷を目指して

株式会社 デンソー山形

山形県西置賜郡飯豊町大字萩生字岡3893-1  
TEL 0238-72-2290



## 会費改定のお知らせ

令和7年5月19日(月)定時総会において、令和8年4月より会費額(年会費)を以下のように改定することが承認可決されました。長井法人会は税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を、皆様からの会費に支えられて実施しております。このたびの改正に伴い、会員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今まで以上に経費削減ならびに事業内容の充実向上に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会 員	資 本 金	年 額 (円)
正会員	300万円未満	7,500
	300万円以上1,000万円未満	10,800
	1,000万円以上2,000万円未満	14,400
	2,000万円以上3,000万円未満	18,000
	3,000万円以上4,000万円未満	20,700
	4,000万円以上5,000万円未満	33,600
	5,000万円以上1億円未満	46,500
	1億円以上	67,800
	管内に事業所を有する法人	10,200
賛助会員	系列法人(代表者が同一あるいは会社所在地が同一)	1,800
	正会員以外の支店・支社・営業所法人等(管外)	12,200
	個人	7,200

おめでとうございます

多年にわたり率先して申告納税制度の普及・発展に努め、納税意識の高揚に顕著な功績を挙げられたとして、本会前会長である合資会社三浦屋書店の代表社員梅津正博氏が令和7年度仙台国税局長表彰を、本会理事である有限会社ボディセンター代表取締役の佐藤正幸氏が長井税務署長表彰をそれぞれ受彰されました。お二人のご功績に敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。



## 長井法人会 活動ギャラリー



▲5/19 第13回定時総会

5/12 部会合同総会記念講演会▶



▲5/12 青年部会女性部会合同総会



▲10/8 税制改正説明会



▲7/29 新設法人説明会



▲8/26 給与計算と社会保険関係講座



▲11/4 長井支部飯豊支部合同研修会



▲8/25 新品タオル寄贈 (リバーヒル長井様)



▲8/28 新品タオル寄贈 (慈光園様)



▲8/7 飯豊町すすくこども園様へ スポットクーラー寄贈 (地域社会貢献活動)



▲10/5 税の広報活動 『税のナゼナニ?! 大発見!』

『長井ミンナガフェス・長井1000人芋煮会』会場にて、税金クイズや1億円をもってみよう!体験コーナー、法人会の活動紹介を行いました。



◀年末調整説明会 左から  
11/11 長井会場  
11/17 小国会場  
11/18 白鷹会場

## 企業の皆様

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

法人事業概況説明書

○この記入欄は、この欄には必ず記入する必要があります。折ったところがないように記入してください。

11 支店・店舗数

12 支店・店舗数

13 支店・店舗数

14 支店・店舗数

15 支店・店舗数

16 支店・店舗数

17 支店・店舗数

18 支店・店舗数

19 支店・店舗数

20 支店・店舗数

21 支店・店舗数

22 支店・店舗数

23 支店・店舗数

24 支店・店舗数

25 支店・店舗数

26 支店・店舗数

27 支店・店舗数

28 支店・店舗数

29 支店・店舗数

30 支店・店舗数

31 支店・店舗数

32 支店・店舗数

33 支店・店舗数

34 支店・店舗数

35 支店・店舗数

36 支店・店舗数

37 支店・店舗数

38 支店・店舗数

39 支店・店舗数

40 支店・店舗数

41 支店・店舗数

42 支店・店舗数

43 支店・店舗数

44 支店・店舗数

45 支店・店舗数

46 支店・店舗数

47 支店・店舗数

48 支店・店舗数

49 支店・店舗数

50 支店・店舗数

51 支店・店舗数

52 支店・店舗数

53 支店・店舗数

54 支店・店舗数

55 支店・店舗数

56 支店・店舗数

57 支店・店舗数

58 支店・店舗数

59 支店・店舗数

60 支店・店舗数

61 支店・店舗数

62 支店・店舗数

63 支店・店舗数

64 支店・店舗数

65 支店・店舗数

66 支店・店舗数

67 支店・店舗数

68 支店・店舗数

69 支店・店舗数

70 支店・店舗数

71 支店・店舗数

72 支店・店舗数

73 支店・店舗数

74 支店・店舗数

75 支店・店舗数

76 支店・店舗数

77 支店・店舗数

78 支店・店舗数

79 支店・店舗数

80 支店・店舗数

81 支店・店舗数

82 支店・店舗数

83 支店・店舗数

84 支店・店舗数

85 支店・店舗数

86 支店・店舗数

87 支店・店舗数

88 支店・店舗数

89 支店・店舗数

90 支店・店舗数

91 支店・店舗数

92 支店・店舗数

93 支店・店舗数

94 支店・店舗数

95 支店・店舗数

96 支店・店舗数

97 支店・店舗数

98 支店・店舗数

99 支店・店舗数

100 支店・店舗数

1. 「法人事業概況説明書」(表面) 8. (5) 「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した経理についての社内監査実施の有無を記入することができます。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 実施の有無  有  無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない  
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

18 加入組合等の状況

19 加入組合等の状況

20 加入組合等の状況

21 加入組合等の状況

22 加入組合等の状況

23 加入組合等の状況

24 加入組合等の状況

25 加入組合等の状況

26 加入組合等の状況

27 加入組合等の状況

28 加入組合等の状況

29 加入組合等の状況

30 加入組合等の状況

31 加入組合等の状況

32 加入組合等の状況

33 加入組合等の状況

34 加入組合等の状況

35 加入組合等の状況

36 加入組合等の状況

37 加入組合等の状況

38 加入組合等の状況

39 加入組合等の状況

40 加入組合等の状況

41 加入組合等の状況

42 加入組合等の状況

43 加入組合等の状況

44 加入組合等の状況

45 加入組合等の状況

46 加入組合等の状況

47 加入組合等の状況

48 加入組合等の状況

49 加入組合等の状況

50 加入組合等の状況

51 加入組合等の状況

52 加入組合等の状況

53 加入組合等の状況

54 加入組合等の状況

55 加入組合等の状況

56 加入組合等の状況

57 加入組合等の状況

58 加入組合等の状況

59 加入組合等の状況

60 加入組合等の状況

61 加入組合等の状況

62 加入組合等の状況

63 加入組合等の状況

64 加入組合等の状況

65 加入組合等の状況

66 加入組合等の状況

67 加入組合等の状況

68 加入組合等の状況

69 加入組合等の状況

70 加入組合等の状況

71 加入組合等の状況

72 加入組合等の状況

73 加入組合等の状況

74 加入組合等の状況

75 加入組合等の状況

76 加入組合等の状況

77 加入組合等の状況

78 加入組合等の状況

79 加入組合等の状況

80 加入組合等の状況

81 加入組合等の状況

82 加入組合等の状況

83 加入組合等の状況

84 加入組合等の状況

85 加入組合等の状況

86 加入組合等の状況

87 加入組合等の状況

88 加入組合等の状況

89 加入組合等の状況

90 加入組合等の状況

91 加入組合等の状況

92 加入組合等の状況

93 加入組合等の状況

94 加入組合等の状況

95 加入組合等の状況

96 加入組合等の状況

97 加入組合等の状況

98 加入組合等の状況

99 加入組合等の状況

100 加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況

〇〇法人会会員

(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを  
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



(公社)長井法人会

電話番号 0238-88-3960  
URL : <https://nagai-ho.jp>



# チャレンジ社風が 企業を強くする

経営プロデューサー 川島 哲也

「チャレンジ社風」とは、社員が新しいことに前向きに取り組み、失敗を恐れずに行動できる風土のことを言います。

社内に「まず試してみよう！」という空気が自然に流れ、誰もが安心して意見を出し、行動できる環境のもと実行する、それが「チャレンジ社風」です。

しかし、そのような社風は自然に生まれるものではありません。経営者の姿勢や行動が模範となり、社員が行動する際の基準となります。

つまり、経営において、経営者がどのような姿勢で新たな取り組みに挑むかが、そのまま社風に映しだされます。

## なぜ「チャレンジ社風」が必要なのか

ここ数年、市場のニーズ、顧客の価値観、テクノロジーの進化など、企業を取り巻く環境は、これまでにならぬスピードで変化しています。そのような時代に、社員が受け身のままで時代に取り残されてしまいます。

「前例がない」、「うまくいくかわからない」と言っただけで止まってしまうと、変化の波に取り残されてしまいます。「仮説を立て、小さく試し、学ぶ」姿勢が強い企業ほど、環境変化に適応しやすいものです。

人は成功体験だけでなく、挑戦の過程からも大きく学

びます。すなわち、チャレンジとは、未来への投資なのです。

自分の提案や行動が会社に影響を与え、評価されることで、社員の自信とモチベーションが高まります。

「チャレンジを推奨する社風」は、「自分の可能性を試せる会社」と言えます。

挑戦を奨励する風土がある企業は、変化に強く、常に前向きなエネルギーを生み出します。

失敗を責めず、学びに変える姿勢が定着すれば、社員の提案や創意工夫が積み重なり、結果的に新しい事業や顧客価値を生むことへとつながります。

## 経営者の姿勢こそが社風をつくる

企業にチャレンジ社風が生まれるかどうかは、前述の通り、経営者の姿勢によって大きく左右されます。

経営者がリスクを恐れてチャレンジしない会社では、当然、社員も同じように行動します。経営者の掛け声だけでは、何も変わりませ

ん。

経営者も完璧である必要はなく、新たな取り組みにチャレンジする姿勢こそが重要なのです。

新しい事業への取り組み、デジタル化への投資、働き方改革など、改革する姿勢を見せることで、社員は「よし！自分もやってみよう！」と思えるようになります。

そして、社員に対し大切にすべきことは、失敗を責めることです。

もし、結果がうまくいかなかったとしても、「よくやった、ありがとう！」「今回の経験は次につなげよう！」と声をかけるだけで社員は前向きになり、本気で力を発揮できるのです。

## チャレンジ社風を浸透させるためには

企業の責務として、従業員に懸命に仕事をしてもらうための環境整備はとても重要です。

まず、社員アンケートなどを通じて、現在の社風や

課題を把握します。

その結果を踏まえて、経営者が「チャレンジを大切にしよう」というメッセージを社員に対し何度も繰り返し発信します。経営者が、自らの失敗談を語るのもよいでしょう。

経営方針発表会や会議などで、経営者があらゆる場面で一貫したメッセージを出すことで、社員の心に「うちの会社は挑戦する会社だ」という意識が根づきます。

また、評価制度の見直しも必要となります。挑戦して失敗した社員が委縮してしまう仕組みでは、誰も動きません。

成果だけではなく、「チャレンジした行動」そのものを評価する制度を導入することが重要です。

挑戦の過程を正當に認めることが、社員の価値観を変え、意欲を引き出すことにつながるはずで、賞賛の積み重ねは、挑戦することを「誇り」に変えていきます。

さらに、社員がリスクを取っても安全だと感じられ

る状態、いわゆる「心理的安全性」を高める必要があります。

「間違えても責められない」、「上司に意見を言っても大丈夫」という安心感がある職場でこそ、社員は挑戦できます。

その環境が整ってくると、新しいアイデアや改善提案が活発に出るようになり、コミュニケーションの質が高まり、無駄なストレスが減ることで定着率も上がるようになります。

経営者や管理職は社員の意見を否定せず、会議で誰もが発言できる環境をつくり、失敗を責めない、こうした日々の積み重ねが、チャレンジ社風の基礎となります。

「コツコツは勝つコツ」、いきなり大きなことを変える必要はありません。お客様への提案を一つ増やす、できる範囲の業務改善など、小さなことを積み重ねることと挑戦への抵抗感が減り、自然と次の一歩が生まれます。

新しいアイデアを提案し

やすい新規事業提案制度の導入などの制度設計は、有効なきっかけの一つになるかもしれません。

ただし、他社の事例をそのままマネするのではなく、経営幹部と議論を重ね、自社の状況に合わせて施策をカスタマイズする必要があります。

加えて、チャレンジ社風を浸透させるためには時間がかかるため、焦らず、継続することも重要な要素となります。

### チャレンジを応援する 取り組み《事例》

当社の顧問先に、様々な経営的な問題を抱える会社がありました。

そこで、経営者が社風を変えるために、「社員を幸せにする」というスローガンを掲げ、まず、賃金規定と退職金規定を従来のものより手厚い内容にするために、就業規則の改定を実行しました。

「社員の幸せを実現するために社風の変革をする」という姿勢を経営者がみせ

ることから始めたのです。

その後、「全社員が経営に参加する会社」を宣言し、定例会議の中に、経営者と社員がブレインストーミングを行う時間を取り入れました。

「ブレインストーミング」とは、参加者全員が自由な意見を出し合い、誰かが出したアイデアに対して否定しない、その場で結論を出さない手法を言い、集団的発想法とも呼ばれています。

当初は、一部の社員しか発言しませんでした。経営者が「提案する姿勢を評価する」と明言、自らも「この製品どう思う?」、「こんなサービスあったらいいね」と提案者として参加しました。回を重ねるごとに発言者が増え、議論する内容も徐々に深みを増してきました。当然、「これってどうなのかな」と思う提案も少なくありませんでした(笑)、数か月後には、改善提案が毎回複数出るようになり、コスト削減や、業務改善にも効果が現れ、

最終的には、売上の大幅アップにより再建を図ることができました。適切な変化が連鎖し、社内の空気が明るくなったのは、言うまでもありません。

その過程で、ある社員について、注目に値する事がありました。

その彼は、以前から高い志を持って、様々な改善提案を資料にまとめていたのですが、従来の社風では提案する意味がないと、デスクにしまい込んでいたようです。

優れた才能が、口をつぐんでしまっていたのです。何度か議論を進める中で社風の変化を感じ、しまい込んでいた資料をデスクの奥から引っ張り出して、様々な提案をするようになりました。

数字に強く、考えがしっかりしている彼の提案は、非常に大きな力となりました。

社風の変化が、彼の内発的動機に火をつけ、思いがけない効果をもたらしたの

です。

### チャレンジが 未来をつくる

チャレンジする社風をつくることは、単に新しいことを試すという意味ではありません。

それは、失敗を恐れず、成長を信じて、経営者や社員一人一人が前に進む文化を育てることで、会社全体が強くなやかに成長する原動力になります。

そして、その原点は、経営者の「覚悟」です。

物事が実現するか否かは、まずそれをやろうとする人が、できると信じることから始まります。

挑戦をたたえ、失敗を責めない、そして経営者が自分を信じ、行動できるかどうかで会社の未来は大きく変わります。

チャレンジを応援し、失敗から学ぶことを誇れる社風、すなわち「チャレンジ社風」が育てば、どのような時代の変化にも柔軟に対応できる強い組織へと進化していくことでしょう。



法人会の経営者大型総合保障制度

## 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。  
これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で  
会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社  
山形支社/  
山形県山形市諏訪町1-1-1(センチュリープレイス山形4F)  
TEL 023-641-2852

**AIG** AIG損害保険株式会社  
山形支店/  
山形県山形市七日町3-5-20(AIG山形ビル4F)  
TEL 023-622-4322

今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業の役員・従業員と  
そのご家族の皆様にも  
安心をお届けしてまいります  
本年も何卒よろしく  
お願い申し上げます  
令和八年



謹賀新年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 山形支社  
〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル18F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

## 消費税の期限内納付を忘れずに。!

消費税には  
申告・納付期限  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

確定申告書等作成  
コーナーで手軽に  
申告書が作成  
できます。

- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例<sup>(※3)</sup>があります。

## 期限内納付のための納税資金の積立をお願いします!

納税資金の積立には、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

**法人会**

